



岡山弁護士会主催

平成27年度日本弁護士連合会人権擁護大会プレシンポジウム

参加無料
予約不要
定員300名

高齢者・障がい者の意思が 尊重される社会を目指して

—— 一人ひとりが輝こう ——

日時・会場 平成27年

8.29土

午後1時30分～午後5時(午後1時開場)

岡山県総合福祉会館

岡山県岡山市北区石関町2-1

プログラム

■第1部 基調講演 13:40～15:00
高齢者・障がい者の意思が尊重される
社会を目指して —— 一人ひとりが輝こう ——

講師 住田 裕子 弁護士

■第2部 パネルディスカッション 15:10～17:00

パネリスト 野口 正行 医師
(岡山県精神保健福祉センター)
高木 成和 弁護士
(弁護士法人岡山パブリック法律事務所 津山支所長)
藤原 裕美 氏
(当事者の立場から)

コーディネーター 竹内 俊一 弁護士 (当会会員)

すみた ひろこ
住田 裕子 弁護士

昭和26年6月21日、兵庫県加古川市生まれ。東京大学法学部卒業。昭和54年東京地検検事に任官し、以後、大阪等各地の地検検事として転勤を重ね、昭和62年に女性初の法務省民事局付検事として民法・国際私法等の改正を担当。平成2年に全省庁女性初の法務大臣秘書官に就任。その後、司法研修所教官等を経て、平成8年弁護士登録し、さまざまな公職や獨協大学特任教授などを歴任。現在、NPO長寿安心会の代表として長寿社会の安全安心な社会づくりと東日本大震災の復興支援のために奮闘中。「住田裕子の老後安心相談所」「住田裕子の離婚相談所」などの著書・論文多数。同業の夫との間に2子あり。



高齢者・障がい者の方の
意思決定支援の必要性や
後見制度のあり方について考えよう!



□主催／岡山弁護士会 □共催／日本弁護士連合会、中国地方弁護士会連合会

□後援／岡山県社会福祉協議会、岡山市社会福祉協議会、倉敷市社会福祉協議会

・お問い合わせ先／岡山弁護士会 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29 TEL(086)223-4401代 www.okaben.or.jp

岡山弁護士会

検索

1.はじめに

あなたが、もし、他人から「あなたのため」といって住むところや財産の使い方を勝手に決められたらどう思いますか。多くの人は、「自分のことは自分で決めたい」と思うでしょう。

しかしながら、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方に対し、周囲の人が「その人のため」といって住むところや財産の使い方を勝手に決めてしまうといったことが現実には起きています。

2.成年後見制度とその問題点

現行法上、判断能力が十分でない方々を支援する制度として成年後見制度が用意されており、本人の権利擁護に一定の成果を上げています。

しかしながら、成年後見制度は代理権行使による支援が基本となっているところ、支援があれば本人自身が意思決定できる場合であっても、そのような支援をすることなく後見人が代わりに判断してしまっている場合があります。このような場合、本人の意思が尊重されているとはいえません。

3.意思決定支援の重要性

誰もが、人生における様々な事柄について、自ら決定しながら生きる権利を持っています。この権利は、自己決定権として、憲法第13条によって保障されている重要な人権です。認知症や知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分でないからといって、この権利が奪われてはなりません。また、2014年1月に、日本が批准した障害者権利条約においても、意思決定支援が求められています。

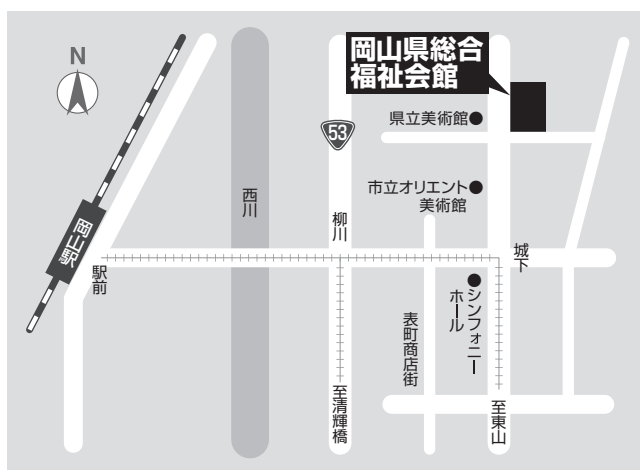
本人自身による意思決定を尊重するために、本人自身では判断できないと決めつけてしまわずに、何が本人の意思決定の妨げとなっているのかを知り、それを乗り越えるためにどのような支援が必要かを考えることが重要ではないでしょうか。

4.自己決定権の真の実現のために

意思決定支援は決して「専門家でなければ分からないこと」「専門家だけが考えればよいこと」ではありません。「自分のことは自分自身で決める」という当たり前の権利を尊重するために、どのような支援が必要なのかを考える取り組みです。

今回のプレシンポジウムでは、意思決定支援のあり方について皆さんとともに考えてみたいと思いますので、ぜひご参加ください。

会場周辺地図



【会場】
岡山県岡山市北区石関町2-1
岡山県総合福祉会館

公共交通機関をお使い下さい。

■ JR岡山駅より徒歩15分、タクシー5分
■ 路面電車=東山行き「城下」で下車、徒歩約3分

【お問い合わせ先】

086-223-4401
(岡山弁護士会)